

鋼船規則

規則

I 編

極海航行船，極地氷海船及び耐氷船

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 規則 第 25 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 11 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2020 年 6 月 30 日 規則 第 25 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

I 編 極海航行船，極地氷海船及び耐氷船

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 を次のように改める。

1.1.3 低温に対する考慮

本編の規定を適用する船舶の安全及び航行に必要な構造，艀装及び諸施設の計画に際しては，航行水域の空気温度が低いことを考慮しなければならない。特に，油圧系統の機能，水管及び水タンクの氷結，非常用~~ディーゼル~~の往復動内燃機関の始動等に対して配慮しなければならない。

附 則

1. この規則は，2020 年 7 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。